

令和7年

春の中野区交通安全運動 実施要領

～世界一の交通安全都市T O K Y Oを目指して～

【運動の期間】

令和7年4月6日（日）～15日（火）

【交通事故死ゼロを目指す日】

令和7年4月10日（木）

中野区交通安全対策協議会
中野区

目次

運動の目的 運動の進め方 構成機関・団体	1
交通事故統計	2
運動重点	
1 こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践	3
2 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進	5
3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底	7
地域重点	
二輪車の交通事故防止	10
参考資料	
「交通安全講習会」	11

【自転車安全利用五則】

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

運動の目的

本運動は、広く区民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の進め方

各構成機関・団体は、それぞれの地域、職域の特性に応じた取組を行い、この運動の趣旨が区民各層に定着して、交通事故の防止に寄与するように努め、この運動を中野区全体の交通安全運動として推進する。

構成機関・団体

中野区交通安全対策協議会

中野区、中野区議会、中野区教育委員会、警視庁中野警察署、警視庁野方警察署、東京消防庁中野消防署、東京消防庁野方消防署、東京都第三建設事務所、新宿労働基準監督署、中野交通安全協会、野方交通安全協会、中野区町会連合会、中野区民生児童委員協議会、中野区立小学校PTA連合会、中野区立中学校PTA連合会、中野区私立幼稚園連合会、東日本旅客鉄道(株)、西武鉄道(株)、関東バス(株)、京王バス東(株)、新中野個人タクシー協同組合、野方個人タクシー協同組合、東京都自転車商協同組合中野支部・野方支部、中野区商店街連合会、中野区福祉団体連合会、中野区友愛クラブ連合会、中野明るい社会づくりの会、中野区内関係行政機関・民間団体

交通事故統計

※令和6年の数値は、令和7年1月現在の暫定値です。

【中野区内における交通事故】

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
交通事故件数		576	592	682	622
死傷者数		615	626	725	659
(死傷者数のうち)	死者数	3	3	1	2
	重傷者数	24	25	34	25
	軽傷者数	588	598	690	632

【中野区内における子どもの交通事故】 (0～15歳)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子ども事故件数		44	33	45	29
子ども関与事故件数		44	33	45	28
子ども関与率(%)		7.6	5.6	6.6	4.5
子ども関与率順位【49区市】(位)		5	20	17	37

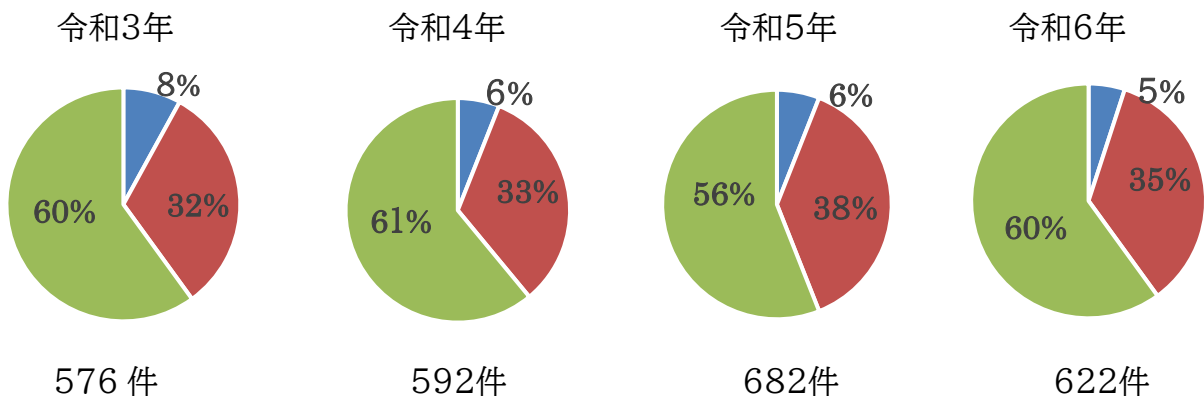
【中野区内における高齢者の交通事故】 (65歳以上)

		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
高齢者事故件数		200	198	263	216
高齢者関与事故件数		185	189	245	203
高齢者関与率(%)		32.1	31.9	35.9	32.6
高齢者関与率順位【49区市】(位)		27	32	15	32

【交通事故件数における当事者の割合】

凡例

■ 子ども ■ 高齢者 ■ その他



運動重点１ こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

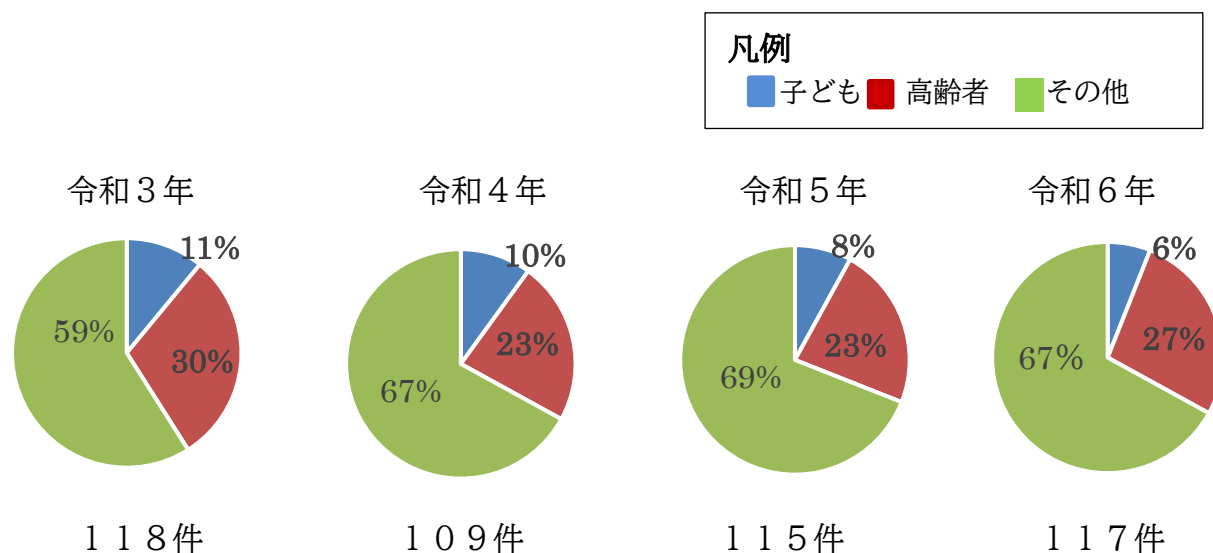
【中野区の現状】

昨年の中野区内における歩行者の事故は 117 件で、交通事故全体の 18.8%を占める。そのうち、こどもの歩行中の事故は 7 件で、こどもの事故全体（29 件）の 24.1%と高い割合を占めている。特に、春は新入学児童の登下校時の事故が懸念されることから、運転者が安全確認に注意を払うことはもちろんのこと、こどもに対する安全教育の充実が求められる。

【中野区内における歩行者事故】

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
歩行者事故件数	118	109	115	117
（歩行者事故のうち）				
子どもの件数	12	11	9	7
高齢者の件数	37	25	27	32
（歩行者事故のうち）歩行者側違反有り	14	20	24	22

【歩行者事故件数における当事者の割合】



【推進項目】

1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保

- ▼ 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ▼ 「ゾーン30プラス」の整備を始めとする生活道路の交通安全対策の推進
- ▼ 通学路交通安全プログラム等に基づく点検や対策の推進
- ▼ 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進

2. 歩行者の正しい横断方法の実践

- ▼ 歩行者に対し、横断歩道の利用や信号機に従うこと等の基本的なルールの周知に加え、横断時には安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す呼び掛けの推進
- ▼ 歩行中の幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる事故が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の推進
- ▼ 保護者や教育関係者からの幼児・児童への安全教育を促す取組の推進
- ▼ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（横断中が多いなど）を踏まえ、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化（認知機能の低下、疾患による視野障害等の増加、反射神経の鈍化、筋肉の衰えなど）を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等の推進
- ▼ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

【重点の取組方法】

<家庭・地域では>

- ▽ 家庭で交通安全について話題にするなど、交通安全意識を高めましょう。
- ▽ 信号を守る、必ず横断歩道を渡るなど、交通ルールを守りましょう。
- ▽ 保護者の皆さんや周囲の大人が交通ルールを守り、子どものお手本になりましょう。
- ▽ 見通しの悪い交差点などでは、子どもや高齢者に対して積極的に声を掛けるなど、交通事故から守りましょう。
- ▽ 反射材等を活用し、運転者から視認されやすいよう工夫を行いましょう。

<運転者は>

- ▽ 子どもは遊びに夢中になって道路に飛び出してしまうことがあります。特に、住宅街や裏通りの交差点では、子どもの飛び出しに注意しましょう。
- ▽ 高齢者の交通事故は道路横断中に多く発生しています。横断歩道やその近くを通行する際は、安全確認を徹底しましょう。

<学校では>

- ▽ 学校では、日頃から交通安全について指導しましょう。
- ▽ 通学路上の危険箇所について情報を共有しましょう。

運動重点２ 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

【中野区の現状】

昨年の中野区内における交通事故のうち、人対車両（自転車含む）の事故件数は 117 件で、うち 59 件は道路横断中に発生している。特に、夜間は天候や服装によっては運転者から歩行者を視認しにくくなることから、運転者はスピードの減速や、安全確認を徹底するなど、交通事故防止に特段の注意を払う必要がある。

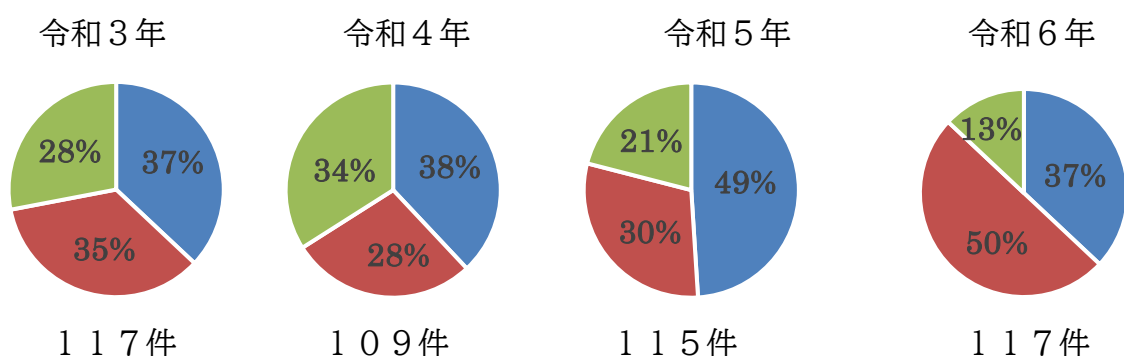
【中野区内における人対車両の事故件数】

	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
人対車両（自転車含む）の事故件数	117	109	115	117
横断中	43	42	57	59
対面・背面通	41	30	34	43
その他	33	37	24	15

【人対車両の事故状況の割合】

凡例

■横断中 ■対面・背面通 ■その他



【推進項目】

1. 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ▼ 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転するための交通安全教育や広報活動の推進
- ▼ 横断歩道等に歩行者等がいけないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- ▼ 夜間の対向車や先行車がいけない状況におけるハイビームの活用を促す取組の推進

2. 「ながら運転」の根絶

- ▼ 運転中の携帯電話等の通話や注視の危険性についての広報啓発の推進
- ▼ 業務中の「ながら運転」による交通事故を防止するため、業務に使用する自動車の使用者等による交通安全教育等を徹底させる取組の推進

3. 飲酒運転の根絶

- ▼ 「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底や

ハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進

- ▼ アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底

4. 妨害運転等の防止対策

- ▼ 妨害運転等の悪質・危険な運転についての広報啓発の推進
- ▼ ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

5. 高齢運転者の交通事故防止対策

- ▼ 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた交通安全教育及び広報啓発の推進
- ▼ 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車の普及啓発とサポートカー限定免許制度に関する広報啓発の推進
- ▼ 安全運転に不安のある高齢運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

6. 二輪車運転者に対する広報啓発

- ▼ 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- ▼ 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全運転教育・広報啓発の推進
- ▼ ペダル付き電動バイクは、自動車の交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されること及びナンバープレートの取付け・表示や自動車損害賠償責任保険等への加入等が必要であることの広報啓発の推進

7. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ▼ 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知及びその必要性・効果に関する理解の促進
- ▼ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシートの確実な取付方法やハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法についての広報啓発の推進
- ▼ 高速乗合バスや貸切バス等の事業者に対する全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の推進

【重点の取組方法】

＜家庭では＞

- ▽ 旅行等で運転される際は前日から体調を整え、時間にゆとりを持てるよう計画を立てて行動しましょう。
 - ▽ 乗車中は、全ての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しましょう。
- ＜運転者は＞
- ▽ 運転に自信がなくなった、家族から運転が心配と言われたら運転免許証の自主返納を考えましょう。
 - ▽ 運転中はわき見をせず、常に危険を予測して運転を行いましょう。
 - ▽ カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。
 - ▽ 運転中スマホや携帯電話を使用しなければならないときは、必ず安全な場所に停車してからにしましょう。
 - ▽ 自動車の運転者も二輪車の特性を理解して運転しましょう。

- ▽ 「飲んだら乗らない・乗るなら飲まない」を厳守しましょう。
＜職場では＞
- ▽ 事業所等の管理者は、従業員に対し、全ての座席についてシートベルトの着用を指導するとともに、アルコールチェック等を徹底しましょう。
- ▽ 従業員の体調管理に注視し、適度な休憩時間を設けるなど、運転者がゆとりを持てる環境を作りましょう。

運動重点3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

【中野区の現状】

昨年の中野区内の自転車関与事故は362件で一昨年に比べ30件減少した。

一方、自転車関与率は58.2%で0.7ポイント増加し、都内平均の45.8%を上回っている現状にある。年齢層別では、65歳以上が24.8%で最も高く、次いで30歳代と40歳代で16.1%であり、引き続き、自転車事故の多い世代に向けた啓発が必要である。

また、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールが定められ、乗車用のヘルメット着用についても努力義務が課されている。

【中野区内における自転車関与事故】

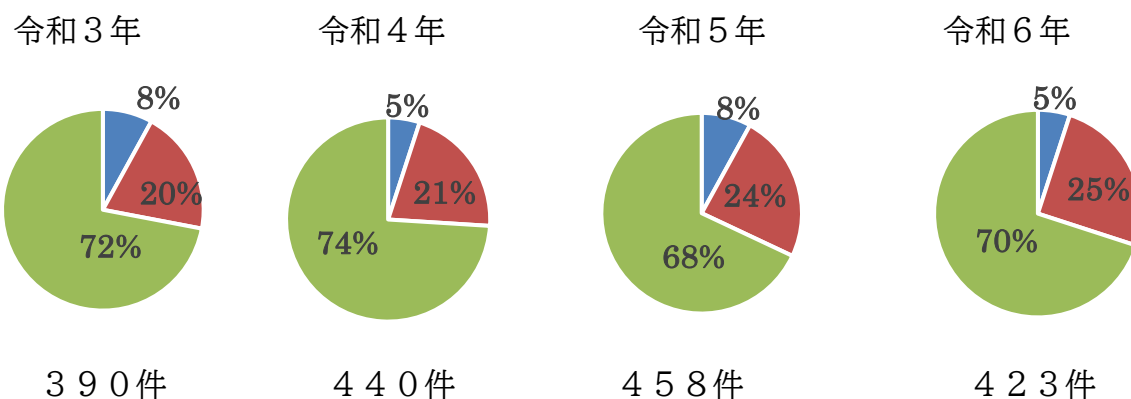
	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
自 転 車 事 故 件 数	390	440	458	423
自転車関与事故件数	342	382	392	362
自転車関与率（％）	59.4	64.5	57.5	58.2
自転車関与率順位【49 区市】（位）	4	2	9	7

（自転車事故のうち）	子ども	32	22	36	22
	高齢者	78	93	109	105

【自転車事故件数における当事者の割合】

凡例

■ 子ども ■ 高齢者 ■ その他



【中野区内における自転車関与事故の相手当事者】 (単位：件)

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
乗用車	78	97	80	69
貨物車	43	46	47	49
特殊車	0	0	0	0
二輪車	22	22	19	17
自転車	48	58	66	61
歩行者	44	43	33	33
不明・その他	6	12	7	9
単 独	101	104	140	124
計	342	382	392	362

【推進項目】

1. 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

- ▼ 自転車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と、努力義務化を踏まえた広報啓発の推進
- ▼ 夜間におけるライト点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進
- ▼ 幼児乗車中の転倒防止などの安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- ▼ 自転車の定期的な点検整備の推進と損害賠償責任保険等への加入促進

2. 自転車の交通ルール遵守と新たなルールの周知

- ▼ 「自転車安全利用五則」に従った通行方法や、自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ▼ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- ▼ 令和 6 年 11 月 1 日から施行された自転車に対する新たなルール（「ながらスマホ」の禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- ▼ 自転車配達員に対する街頭での指導啓発や雇用主に対する交通安全対策の働きかけ等の推進

3. 特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- ▼ シェアリング事業者、販売事業者と連携した乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進
- ▼ シェアリング事業者、販売事業者と連携した特定小型原動機付自転車の交通ルールの周知と遵守の徹底を促す取組の推進

【重点の取組方法】

＜家庭・地域では＞

- ▽ 自転車を利用する方は必ず自転車保険に加入しましょう。
- ▽ 定期的に自転車の点検・整備を行いましょう。

＜運転者は＞

- ▽ 自転車を運転する時はヘルメットを着用し、周りの安全を確認して運転しましょう。
- ▽ 自転車安全利用五則を実践して、交通ルールを遵守しましょう。

＜学校・職場では＞

- ▽ 交通安全運動等のリーフレットを活用して、交通ルールを指導しましょう。
- ▽ 警察署や自治体と連携して、自転車実技教室などを開催し、交通安全意識を高めましょう。

地域重点 二輪車の交通事故防止

【中野区の現状】

昨年の中野区内における交通事故のうち、二輪車（原付車を含む）が関与した事故は127件で、一昨年に比べ10件減少したが、事故全体の20.4%を占めている。

二輪車が関与する事故は重大事故に発展する可能性が高いことから、安全教育やヘルメットの正しい着用、胸部プロテクター装着の推進など継続した取組が必要である。

【中野区内における二輪車事故】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
二輪車事故件数	112	103	145	129
二輪車関与事故件数	106	100	137	127
二輪車関与率（%）	18.4	16.9	20.1	20.4
二輪車関与率順位【49区市】（位）	28	32	20	17

【推進項目】

1. 二輪車利用者の法令遵守と運転マナーの向上など、二輪車の安全利用についての啓発推進
2. 一般ドライバーに対する、二輪車の特性の理解度の醸成、交差点での安全確認の励行などの啓発促進

【重点の取組方法】

＜家庭・地域では＞

- ▽ 交通事故のうち、二輪車事故の占める割合が高いことを認識し、安全運転を心がけましょう。
- ▽ 二輪車で無謀運転、危険・迷惑行為をしないよう呼びかけましょう。

＜運転者は＞

- ▽ カーブの手前では十分に速度を落とすなど、自己の運転技量を過信することなく、事故防止に努めましょう。
- ▽ ヘルメットを正しくかぶり、プロテクターで体を守りましょう。
- ▽ 車の運転者も二輪車の特性を理解して運転しましょう。

＜職場では＞

- ▽ 警察署と連携して、二輪車教室を開催するなど、二輪車の特性を踏まえた安全運転を指導しましょう。

参考資料 交通安全講習会

交通事故の発生状況や道路交通関係法規などの講話により、交通安全意識の向上を図る「交通安全講習会」を開催しています。講習会の参加者には、中野区から2,000円を上限とする自転車点検整備費用の助成券を発行します。

【中野警察署主催】 電話：5925-0110

予約先：中野警察署交通総務係

受付期間：3月6日～（平日9:00～16:00）

日にち	時間	場所	住所
3月10日(月)	18時～	中野警察署	中央2-47-2
11日(火)	10時～	東中野区民活動センター	東中野5-27-5
13日(木)	10時～	南中野区民活動センター	弥生町5-5-2
15日(土)	10時～	中野警察署	中央2-47-2

【野方警察署主催】 電話：3386-0110

予約先：野方警察署交通総務係

受付期間：3月10日～21日（平日9:00～16:00）

日にち	時間	場所	住所
3月28日(金)	18時～	鷺宮区民活動センター	鷺宮3-22-5
29日(土)	10時～	沼袋区民活動センター	沼袋2-40-18
4月1日(火)	18時～	野方区民活動センター	野方5-3-1
2日(水)	18時～	新井区民活動センター	新井3-11-4
3日(木)	18時～	大和区民活動センター	大和2-44-6

※区内在住・在勤の方を対象に実施します。